# 結果の概要

### 1 労使関係についての認識

労働組合における使用者側との労使関係の維持についての認識をみると、「安定的に維持されている」は 49.7%、「おおむね安定的に維持されている」は 38.1%、「どちらともいえない」は 8.1%、「やや不安定である」は 3.2%、「不安定である」は 0.9%となっている(第 1 表)。

第1表 労使関係の維持についての認識別割合

平成27年調査 (単位:%)

					平成27年調査	(単位:%)
		安复	定的		不妄	定
区 分	計 1)	安定的に維持されている	おおむね 安定的に維持 されている	どちらとも いえない	やや不安定 である	不安定である
本部組合及び単位労働組合 計	[100. 0]	100.0 49.7	38. 1	8. 1	3. 2	0.9
< 企 業 規 模 >			01. 0			4. 1
5,000 人 以 上	[23. 1]	100.0 63.9	26.8	4.6	2.8	1.8
1,000 ~ 4,999 人	[23. 6]	100. 0 57. 1	36. 9	5.0	0.5	0.4
500 ~ 999 人	[12. 3]	100.0 42.7	45. 3	7.8	3.3	0.8
300 ~ 499 人	[9.5]	100.0 49.0	36. 4	6. 9	6.8	0.9
100 ~ 299 人	[20. 5]	100. 0 34. 7	48. 9	11.6	4. 2	0.6
30 ~ 99 人	[10.9]	100. 0 40. 1	38. 1	16. 7	4.3	0.7
< 労 働 組 合 の 種 類 >						
本 部 組 合	[6.3] [6.1]	100.0 55.8	34. 4	7. 3	0.9	1.5
単 位 労 働 組 合	[93.7] [91.3]	100.0 49.3	38. 4	8. 1	3.3	0.9
支部等の単位扱組合	[52. 2] [50. 9]	100.0 55.7	34. 3	6. 7	2.5	0.8
単 位 組 織 組 合	[41.5] [40.4]	100.0 41.1	43. 5	10.0	4.3	1.0
連 合 扱 組 合	[2.6]	100.0 43.4	45. 8	3.6	3.6	3.6
本部組合、連合扱組合 及び単位労働組合 計	[100.0]	100.0 49.5	38. 3	8.0	3. 2	1.0
平成25年調査 本部組合及び単位労働組合 計		100.0 48.0	42. 3	7. 1	1.8	0.7

注: [ ] 内は、本部組合及び単位労働組合計についての企業規模、労働組合の種類別の構成割合である。

<sup>【 】</sup>内は、本部組合、連合扱組合及び単位労働組合計についての労働組合の種類別の構成割合である。

<sup>1)</sup> 労使関係の維持についての認識「不明」を含む。

### 2 正社員以外の労働者に関する状況

### (1) 正社員以外の労働者に関する事項別話合いの状況

「過去1年間(平成26年7月1日~平成27年6月30日の期間。以下同じ。)に使用者側と正社員以外の労働者に関する事項についてが話合いが持たれた」労働組合は48.9%となっている。産業別にみると、「宿泊業,飲食サービス業」75.1%、「卸売業,小売業」60.6%などが高く、企業規模別にみると、規模が大きいほど高くなっている。

また、話合いが持たれた事項をみると、「正社員以外の労働者の労働条件」35.3%が最も高くなっている。 (第2表)

第2表 使用者側と話合いが持たれた正社員以外の労働者に関する事項別割合 (平成26年7月1日~平成27年6月30日の1年間)

平成27年調査 (複数回答)(単位:%) つかい 外 1 期 社 社 の年 労 契 社 員 れにトタイ 社員以 労間 に関が  $\sigma$ 働 金に 訓 厚 めの 話 労以 労 働に 練 者 生 に締 隼 者使用 関 計 関 働 ナナッサッ ス  $\sigma$ 者 冬の 関 者 際 す 関 関 が 持 関者 る無 労 件労 事 á る更  $\sigma$ 田  $\sigma$ す側 項 事 者 制 項 诵 度の ħ 項 事 事 項 • 事正 知 雇 項 雇 ħ. 本部組合及び単位労働組合 22.4 100.0 48.9 23. 5 24.6 24.2 10.8 35.3 29.6 16.5 19.4 16.4 産 業 鉱業,採石業,砂利採取業 31.9 15. 2 100.0 46.2 11.7 15.2 11.7 13.2 18.8 12.8 28.4 15. 1 設 業 100.0 37. 9 9.3 9.9 12.8 6.4 19.9 11.6 7.4 6.7 9.2 18. 2 造 製 100.0 44.3 16.8 17.2 22.6 8.3 23.8 16.8 10.1 電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 33. 3 11.4 12.1 5.9 25.4 19.9 9.5 13.3 12.4 9.7 6.0 傮 诵 信 業 100.0 45 1 5.9 17 9 23 8 7 2 35 0 25 1 11.2 15.3 15 6 13 5 渾 業 郵 便 業 100.0 50.6 27.6 32. 2 26.7 11.0 40.0 35.5 23.3 28.4 20.8 14. 2 , 小 売 100.0 60.6 39.9 38.0 28.6 12.6 51.4 48.6 23.7 38.4 36.2 15.9 保 険 業 100.0 45.7 23.4 24.2 22.9 13.7 41.1 38.5 25.6 36.2 28.3 不動産業,物品賃貸業 100.0 44.115.8 18.7 17.7 13.1 28.9 24.4 12.1 11.2 10.9 14.1 学術研究. 専門・技術サービス業 100 0 47 4 21 3 26 9 13 3 8 9 33 2 28 1 14 7 19 0 19 4 16.5 宿泊業、飲食サービス業 75.1 20.0 57.7 36.2 28.5 28.7 100.0 39.7 31.6 45.2 47.3 12.6 生活関連サービス業、娯楽業 59.0 42.9 100.0 40.7 36.9 23.4 43.3 40.7 28.4 29.8 30.3 11.2 学 習 支 援 業 100.0 28.9 34.7 44.4 36.4 14.0 祉 100.0 58.9 26.4 20.6 25.1 14.2 47.1 39.2 10.9 24.0 17.9 12.5 サービス事 合 業 100 0 41 5 28 9 26 2 29 7 17 7 33 4 28 2 22. 7 24 1 24 9 8 1 サービス業(他に分類されないもの) 18.9 100.0 55. 7 21.1 29.7 26. 5 11.9 37.9 32. 1 14.1 16.1 10.3 企 規 模 5,000 以 上 100.0 61.7 35.9 37.5 29.7 15.5 50.7 47.426.8 40.7 38.0 24. 2 人 1,000 4, 999 人 100.0 52.5 24 2 23 6 23 0 10.2 40 7 33 4 20 7 24 2 17 7 18 5 22.7 29.5 25. 2 100.0 48.0 22.0 22.6 10.5 13.7 19.5 15.6 18.5 500 999 人 499 100.0 43.9 10.8 14. 2 23. 1 6.3 24.4 15. 1 12.1 11.7 10.3 10.9 300 人 人 100.0 38.8 19.0 19.3 24. 2 9.2 22. 9 18.0 9.8 11.1 12. 2 11. 2 30 99 100.0 38. 3 16.9 20.5 17.6 9.4 30.2 22.8 14.0 9.5 7.5 4.8 < 労働組合 の 種 類 本 部 組 合 100.0 54 6 20.1 29 3 33 7 12 4 43 2 35 2 18 3 25 2 21 6 22 1 位 労 働 組 100.0 48.5 23.7 24.3 23.5 10.7 34.8 29.2 16.3 22.3 19.3 16.0 支 部 等 の 単 位 扱 組 合 100.0 53. 1 28.1 28.7 23.8 12.0 41.7 35.8 21.3 28.5 25.0 19.2 位. 組 織 組 100.0 42.8 18.3 18.7 23.2 9.1 26.1 20.9 10.1 14.4 12.1 12.1 連 扱 100.0 51.8 33. 7 28. 9 16.9 34.9 31.3 15.7 22.9 15.7 24.1 26.5 本 部 組 合 、 連 合 扱 : 及 び 単 位 労 働 組 合 連合扱組合 100.0 49.0 23. 5 24.3 16.4 24.8 11.0 35.3 29.6 16.4 22.5 19.6 平成25年調査 本部組合及び単位労働組合 計 100.0 49.7 22.9 24.1 21.9 13.3 19.2 24.824.5 15.7

注:1) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。

<sup>2)</sup> 派遣労働者を含む。

<sup>3)</sup> 派遣労働者を除く。

<sup>4)</sup> 雇用期間の定めのある者に限る。

<sup>5)</sup> 受け入れ時における事前協議を含む。

#### (2) 正社員以外の労働者に関する事項別労働協約の規定の状況

正社員以外の労働者に関する事項について労働協約の規定の状況をみると、「労働協約の規定がある」は 41.9%となっている。産業別にみると、「卸売業、小売業」 62.3%が高くなっている。

また、労働協約の規定がある事項をみると、「正社員以外の労働者の労働条件」34.1%、「パートタイム 労働者の雇入れに関する事項」28.4%などとなっている。(第3表)

第3表 労働協約の規定がある正社員以外の労働者に関する事項別割合 平成27年調査 (複数回答)(単位:%) る正 事 社 正社 빘 正 遣 項員 期 社 福 規に以 社 八れにトタ 社員以 賃 契 昌 音 利 止約 の 員 働 規定があるいて 厚 めの 金 訓 約 募 労 労 以 練 生 者 イム 労 集 関 外 働外 区 分 計 の 関 に 関 結 働  $\mathcal{O}$ の 条の 登男 者 労働 労 関 関 閗 者 際 る る 車 用魚 件労 働者 す る更 す 働 の の る 項雇  $\sigma$ 車 働 の通知 る 協に 者 制 事 る る 事 新 項の 者 者 度の 事 約関 項 車 車 項• 知  $\mathcal{O}$ 項 項 項 雇 のす 雇 ħ 員 本部組合及び単位労働組合 100.0 41.9 25. 1 13.3 34. 1 18.4 25.2 13.3 計 28.4 20.9 28.9 25.6 産 鉱業, 採石業, 砂利採取業 100.0 23.7 16.7 20.2 13.2 10.7 16.7 8.3 9.4 11.8 11.8 11.8 建 設 業 10.7 100.0 25.6 16.6 16.5 14.3 8.1 18.0 12.1 13.4 12.4 14.4 製 造 業 100.0 37.1 27. 2 21.1 16.7 12.3 27.3 23.8 15.3 16.6 20.7 13.1 19.8 電気・ガス • 熱 供 給 水道業 100.0 36.1 24.6 19.412.1 9.1 27.023.8 11.6 18.2 12.6 情 報 通 信 業 100.0 44.3 25. 2 29.8 19.0 13.6 35.9 28. 5 15.9 20.8 22.8 13.2 運 業 便 業 100.0 40.8 28.7 21.1 18.1 13.1 34.0 32. 4 22.6 28.4 26.0 7.4 売 業 売 46.7 卸 小 業 54.9 43.8 30. 2 46.5 26.3 100.0 62.3 41.4 39.9 35.5 19.0 金 業 保 険 25. 8 融 業 100.0 42.2 18.4 23.9 26.4 11.6 37.9 26.7 13.3 18.6 8.7 不 動 産 業 物 品 賃貸業 100.0 34.3 20.6 28.0 18.6 10.4 26.3 24.9 6.8 15.9 18.4 9.7 学術研究, 専門・技術サービス業 100.0 28.4 13.2 9.1 22.3 18.3 14.6 16.7 15.8 13.0 18.0 16.8 飲食サ ビス業 100.0 32.5 20.5 13.4 16.7 5. 5 26.9 15. 6 12. 1 21.0 15.1 2.7 生活関連サー ス業. 娯楽業 100.0 36.8 20.1 25.9 16.0 6.9 34.0 28.9 18.3 26.3 22.8 8.6 習 支 援 業 7.7 教 育 学 100.0 26.7 22.4 23.5 15.6 9.4 22.0 20.3 14.2 15.7 9.8 27.8 医 疳 福 차 100.0 43.2 26 0 22.4 16.8 13.1 36.5 32.7 14.3 26.9 11.2 合 Ľ 複 +}-ス 事 業 100.0 47.7 44.5 40.0 33.5 22.1 40.4 36.3 24.7 34.5 35.2 11.6 サー ・ビス業(他に分類されないもの) 100.0 41.0 27.1 30.5 19.9 9.8 31.3 26.3 18.2 24.3 25.1 12.2 企 規 37. 2 23.0 38.0 35.2 17.9 딨 Ŀ 100.0 56.3 30.6 32.8 27.5 17.4 48.3 5,000 Y 26.5 28.1 1.000 4.999 人 100.0 42.9 29.9 27.3 21.4 11.5 34.6 31.0 21.2 14.2 500 999 人 100.0 39.4 29 2 25.8 23.4 12.3 29 2 27 7 18.7 26.1 23.3 12.8 100.0 44.8 32.2 31.3 22.8 14.8 35.1 26.4 17.5 20.5 28.4 16.0 300 499 人 100 299 人 100.0 28.5 23.5 17.7 13.6 9.5 23.4 20.7 12.4 15.1 15.4 10.2 99 人 100.0 34.1 25.8 12.1 14.7 15.1 27.4 25.7 14. 1 17.2 19.2 5.3 30 労 組 合 の 種 働 類 太 部 組 合 100 0 30.3 17.4 18.9 16.4 6.1 23 5 20.0 13.4 19.7 14.0 8.6 畄 付 労 働 組 合 100.0 42.6 29.2 25.5 21.2 13.7 34.8 29.5 18.7 25.6 26.4 13.6 支 部 等の単位 扱 組 合 100.0 40.0 33.7 20.5 30.9 30.8 49.1 32.6 30.8 23.8 14.3 15.8 単 組 位 織 組 合 100.0 34.5 24.8 18.9 17.8 13.0 28.2 24.3 16.5 18.9 20.8 10.8 連 合 扨 組 合 100.0 48. 2 28.9 30.1 26.5 19.3 39.8 36.1 27.7 34.9 31.3 9.6 本 部 組 合 連合扱組 100.0 42.0 28.4 25.2 21.0 13.4 34.2 29.1 18.6 25.5 25.7 13. 2 単 位 労 働 組 合 平成25年調査 本部組合及び単位労働組合 計 100.0 36.2 25.6 24.5 19.4 12.6 30.4 26.5 18.2 23.1 22.9 11.6

注:1) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。

<sup>2)</sup> 派遣労働者を含む。

<sup>3)</sup> 派遣労働者を除く。

<sup>4)</sup> 雇用期間の定めのある者に限る。

<sup>5)</sup> 受け入れ時における事前協議を含む。

### (3) 正社員以外の労働者の組合加入資格、組合員の有無【単位労働組合】

正社員以外の労働者の種類ごとにそれぞれの労働者が事業所にいる労働組合について「組合加入資格がある」割合をみると、「パートタイム労働者」35.6%(平成25年調査32.6%)、「有期契約労働者」39.9%(同38.9%)、「派遣労働者」11.1%(同17.7%)、「嘱託労働者」35.6%(同34.0%)となっている。また、実際に「組合員がいる」割合は「パートタイム労働者」24.9%(同20.5%)、「有期契約労働者」29.7%(同25.5%)、「派遣労働者」1.3%(同3.1%)、「嘱託労働者」26.2%(同22.0%)となっている。(第4表)

第4表 正社員以外の労働者の組合加入資格の有無及び組合員の有無別割合(単位労働組合)

(単位:%)

区分	事業所に 該当労働者 がいる 計	組合加入 資格がある	組合員がいる	組合員は いない	組合加入 資格がない
平 成 27 年 調 査					_
パートタイム労働者	100. 0	35.6	24.9	10.7	64.4
有 期 契 約 労 働 者	100.0	39.9	29.7	10. 1	60.1
派 遣 労 働 者	100.0	11.1	1.3	9.8	88.9
嘱 託 労 働 者	100. 0	35.6	26. 2	9.4	64. 4
平 成 25 年 調 査					
パートタイム労働者	100.0	32.6	20.5	12. 2	67.4
有 期 契 約 労 働 者	100.0	38.9	25. 5	13.3	61.1
派 遣 労 働 者	100.0	17.7	3. 1	14.6	82.3
嘱 託 労 働 者	100. 0	34. 0	22. 0	12. 0	66.0

## 3 団体交渉の状況【本部組合及び単位労働組合】

過去3年間(平成24年7月1日~平成27年6月30日の期間。以下同じ。)に使用者側との間で行われた団体交渉の状況をみると、「団体交渉を行った」67.8%(平成24年調査67.5%)、「団体交渉を行わなかった」32.2%(同32.5%)となっている。

「団体交渉を行った」労働組合について交渉形態(複数回答)をみると、「当該労働組合のみで交渉」87.7%(同87.8%)が最も多く、次いで「企業内上部組織又は企業内下部組織と一緒に交渉」11.4%(同11.5%)、「企業外上部組織(産業別組織)と一緒に交渉」3.0%(同4.6%)などとなっている。(第5表)

# 第5表 団体交渉の有無及び交渉形態別割合 (平成24年7月1日~平成27年6月30日の3年間)

	1					平)	成27年調査	(単位:%)
				交涉	形態(複数回	答)		
区分	計	団体交渉を 行った <sup>2)</sup>	当該労働組 合のみで交 渉	企業内上部 組織又は企 業内下部組 織と一緒に 交渉	企業外上部 組織(産業 別組織)と 一緒に交渉	企業外上部 組織(地域 別組織)と 一緒に交渉	その他	団体交渉を 行わなかった
本部組合及び単位労働組合計	100.0	67.8 (100.0)	(87.7)	(11.4)	(3.0)	(1.6)	(0.9)	32.2
< 企 業 規 模 >								
5,000 人 以 上	100.0	45.2 (100.0)	(80.6)	(22.8)	(1.4)	(0.3)	(0.7)	54.6
1,000 ~ 4,999 人	100.0	59.8 (100.0)	(85.6)	(17.1)	(2.8)	(0.7)	(0.7)	40.1
500 ~ 999 人	100.0	79.9 (100.0)	(83.4)	(16.0)	(0.9)	( -)	(0.1)	20.1
300 ~ 499 人	100.0	78.3 (100.0)	(92.0)	(6.2)	(2.8)	(1.1)	(0.2)	21.7
100 ~ 299 人	100.0	84.4 (100.0)	(93.2)	(3.2)	(2.1)	(2.2)	(0.6)	15.6
30 ~ 99 人	100.0	78.4 (100.0)	(90.1)	(4.2)	(9.5)	(5.8)	(4.0)	21.6
< 労 働 組 合 の 種 類 >								
本 部 組 合	100.0	84.5 (100.0)	(93.6)	(8.9)	(2.9)	(0.5)	(2.3)	15.5
単 位 労 働 組 合	100.0	66.6 (100.0)	(87.2)	(11.7)	(3.0)	(1.7)	(0.8)	33.3
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	51.9 (100.0)	(77.5)	(26.9)	(2.4)	(1.5)	(0.9)	48.0
単 位 組 織 組 合	100.0	85. 2 (100. 0)	(94.7)	( • )	(3.4)	(1.9)	(0.8)	14.8
平成24年調査 本部組合及び単位労働組合 計	100.0	67.5 (100.0)	(87.8)	(11.5)	(4.6)	(1.6)	(1.4)	32.5

主: ( ) 内は、団体交渉を行った労働組合に対する割合である。

<sup>1)</sup> 団体交渉の有無「不明」を含む。

<sup>2)</sup> 団体交渉の交渉形態「不明」を含む。

#### 4 労働争議の状況【本部組合及び単位労働組合】

#### (1) 争議行為開始の際の状況

争議行為開始の際の状況についてみると、争議行為開始の際の使用者側に対する予告について「取り決 めている」64.5% (平成24年調査52.0%)、「取り決めていない」34.6% (同48.0%) となっている。 また、「取り決めている」 労働組合について予告方法をみると、「文書」 86.5% (同89.4%)、「口頭」 10.4% (同6.9%) となっている。(第6表)

第6表 争議行為開始の際の使用者側に対する予告についての取決めの有無、予告方法別割合

				平成27年訓	周査 (単位:%)
	計	争議行為開始の際の使用 者側に対する予告につい	予告	方法	争議行為開始の際の使用者側に対す
区 分	1)	て取り決めている <sup>2)</sup>	文書	口頭	る予告について取 り決めていない
本部組合及び単位労働組合	100.0	64.5 (100.0)	(86.5)	(10.4)	34.6
< 労 働 組 合 の 種 類 >	·				
本 部 組 台	100.0	77.8 (100.0)	(90.9)	(6.4)	21.5
単 位 労 働 組	100.0	63.6 (100.0)	(86.1)	(10.8)	35.5
支 部 等 の 単 位 扱 組 台	100.0	68.8 (100.0)	(89.7)	(7.2)	29.9
単位組織組	100.0	57.0 (100.0)	(80.8)	(16.2)	42.5
平成24年調査 本部組合及び単位労働組合 ま	100.0	52.0 (100.0)	(89.4)	(6.9)	48.0

注: ( ) 内は、争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている労働組合に対する割合である。 1) 争議行為開始の際の使用者側に対する予告についての取決めの有無「不明」を含む。

### (2) 争議行為開始の際の予告期間

争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている労働組合における予告期間をみると、 「期間の定めはない」27.7% (平成24年調査22.8%) が最も多く、次いで「24時間を超え48時間以内」 21.1% (同 24.1%) などとなっている (第7表)。

第7表 争議行為開始の際の予告期間別割合

	T						ম	区成27年調査	(単位:%)
	争議行為開始 の際の使用者				予告其	<b>月間</b>			
区分	側に対する予告について取り決めている計	24時間以内	24時間を超え 48時間以内	2日を超え 3日以内	3日を超え 7日以内	7日を超え 10日以内	10日超	期間の定めは ない	不明
本部組合及び単位労働組合 計	100.0	10.7	21.1	10.0	10.9	3. 7	4.7	27. 7	11.0
< 労 働 組 合 の 種 類 >									
本 部 組 合	100.0	9.3	32.5	14.4	7. 9	3.5	5.5	16.3	10.5
単 位 労 働 組 合	100.0	10.8	20.2	9.7	11.2	3. 7	4. 7	28.7	11.1
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	11.2	21.3	7.6	11.6	4.4	5. 1	26.6	12.1
単 位 組 織 組 合	100.0	10.3	18.5	12.8	10.5	2.6	4.1	31.8	9.5
平成24年調査 本部組合及び単位労働組合 計	100.0	13. 1	24. 1	13. 5	7. 9	4. 3	3.3	22.8	10.9

<sup>2)</sup> 予告方法の種類「不明」を含む。

#### 5 労働協約の締結状況【単位労働組合】

### (1) 労働協約の締結の状況

労働組合と使用者(又は使用者団体)の間で締結される労働協約の締結状況をみると、労働協約を「締結している」93.4%(平成23年調査91.4%)、「締結していない」6.5%(同8.6%)となっている。

また、労働協約を締結している労働組合について労働協約の締結主体をみると、「当該労働組合において締結」57.5%(同71.4%)が最も多く、次いで「上部組織において締結」30.5%(同23.0%)、「当該労働組合及び上部組織双方において締結」8.7%(同5.0%)となっている。(第8表)

第8表 労働協約の締結の有無及び労働協約の締結主体別割合(単位労働組合)

									平成27年記	調査 (単位:%)
						労働協約を		労働協約の締結主体		
		区 分			計 1)	が 締結している 2)	当該労働組合において締結	上部組織において 締結	当該労働組合及び 上部組織双方にお いて締結	労働協約を 締結していない
		計			100.0	93.4 (100.0)	(57. 5)	(30.5)	(8.7)	6.5
<	企	業 規	模	>						
	5,000	人	以	上	100.0	98.3 (100.0)	(22.2)	(63.2)	(11.5)	1.7
	1,000	~	4, 999	人	100.0	97.0 (100.0)	(48.4)	(42.2)	(6.4)	3.0
	500	~	999	人	100.0	91.4 (100.0)	(66.4)	(20.7)	(12.2)	8.6
	300	~	499	人	100.0	96.4 (100.0)	(74.9)	(11.5)	(8.4)	3.6
	100	~	299	人	100.0	86.8 (100.0)	(84.8)	(3.1)	(7.6)	12.9
	30	~	99	人	100.0	88.4 (100.0)	(84.0)	(6.5)	(5.8)	11.6
<	労 働	組合の	の種類	>						
	支 部	等 の 単	位 扱 組	合	100.0	97.4 (100.0)	(30.4)	(52.5)	(15.0)	2.6
	単 位	組	織組	合	100.0	88.5 (100.0)	(94.9)	( • )	( • )	11.4
並	成 2	3 年 [	調査	計	100.0	91.4 (100.0)	(71.4)	(23.0)	(5.0)	8.6

注: ( ) 内は、労働協約を締結している労働組合に対する割合である。

#### (2) 労働協約の事項別締結状況

労働協約を締結している労働組合について 「労働協約の規定がある」事項をみると、組合組織に関する事項 70.2%、組合活動に関する事項 80.4%、団体交渉に関する事項 65.5%、労働争議に関する事項 54.5%となっている(第9-1表~第9-4表)。

第9-1表 組合組織に関する労働協約の規定の有無別割合(単位労働組合)

平成27年調査 (単位:%)

	区 分					労働協約を 締結している		哉に関する	規定	のある事項(複数回	答)	いずれの
						計 1)		)労働協約の Eあり	非組合員の 範囲	ユニオン・ ショップ	唯一交涉団体	規定もなし
			計			100.0	70. 2	(100.0)	(64. 1)	(80.0)	(44.9)	19.5
<	企	業	規	模	>							
	5,000		人	以	上	100.0	78.0	(100.0)	(78.3)	(79. 1)	(49. 5)	8.5
	1,000		~	4, 999	人	100.0	77. 9	(100.0)	(67.1)	(87. 5)	(45.2)	11.1
	500		$\sim$	999	人	100.0	70.7	(100.0)	(63.9)	(78.8)	(44.8)	14.6
	300		~	499	人	100.0	72.7	(100.0)	(59.0)	(78.7)	(33. 2)	17.8
	100		~	299	人	100.0	59. 9	(100.0)	(41.6)	(76. 2)	(47. 5)	33.0
	30		~	99	人	100.0	51.1	(100.0)	(58.3)	(70.5)	(37.6)	44.9

注:()内は、組合組織に関する労働協約の規定がある労働組合に対する割合である。

<sup>1)</sup> 労働協約の締結の有無「不明」を含む。

<sup>2)</sup> 労働協約の締結主体「不明」を含む。

<sup>1)</sup> 組合組織に関する労働協約の規定の有無「不明」を含む。

#### 第9-2表 組合活動に関する労働協約の規定の有無別割合(単位労働組合)

平成27年調査 (単位:%)

													十八人之十一 阿正	4. (平区: /0/
						労働協約を 締結している	組合活	動に関する		規定の	)ある事項(複数[	回答)		
		区	分			計 1)	次の事項の	の労働協約の定あり	就業時間中の 組合活動	組合の企業施設 利用 (組合事務所の 場合を除く)	組合事務所の 供与	組合専従者の 取扱い	チェック・オフ	いずれの 規定もなし
			計			100.0	80. 4	(100.0)	(82.9)	(68.6)	(66.3)	(60.3)	(71.3)	9. 6
<	企	業	規	模	>									
	5,000		人	以	上	100.0	85.6	(100.0)	(88.9)	(80.8)	(79.8)	(88.4)	(78.8)	1.5
	1,000		~	4, 999	人	100.0	86.5	(100.0)	(90.5)	(71.4)	(70.8)	(74.9)	(73.1)	3. 1
	500		~	999	人	100.0	72.7	(100.0)	(85.2)	(69.2)	(72.8)	(64.5)	(71.0)	13.5
	300		~	499	人	100.0	79.8	(100.0)	(81.3)	(61.9)	(66.6)	(49.3)	(71.9)	11.5
	100		~	299	人	100.0	80.5	(100.0)	(68.0)	(57.9)	(51.6)	(20.0)	(62.9)	12.2
	30		~	99	人	100.0	64.5	(100.0)	(74.5)	(54.2)	(36.8)	(30.0)	(61.9)	31.4

<sup>( )</sup> 内は、組合活動に関する労働協約の規定がある労働組合に対する割合である。 1) 組合活動に関する労働協約の規定の有無「不明」を含む。

## 第9-3表 団体交渉に関する労働協約の規定の有無別割合(単位労働組合)

平成27年調杏 (単位・%)

						労働協約を		F) = 88. L v			平成27年	洞住 (甲位:%
		区	分			締結している 計		はに関する の労働協約の	規定	のある事項(複数回名	答)	いずれの
					1)	規定あり		団体交渉 事項	団体交渉の 手続き・運営	交渉委任 禁止	規定もなし	
			計			100.0	65. 5	(100.0)	(91.4)	(81.9)	(27.2)	23.0
<	企	業	規	模	>							
	5,000		人	以	上	100.0	78.7	(100.0)	(92.6)	(88.9)	(33.0)	7.3
	1,000		~	4, 999	人	100.0	69. 1	(100.0)	(95.8)	(88.5)	(33.5)	19.3
	500		~	999	人	100.0	64.8	(100.0)	(88.7)	(83.9)	(20.1)	21.3
	300		~	499	人	100.0	65. 2	(100.0)	(90.4)	(83.6)	(21.4)	25.9
	100		~	299	人	100.0	56. 9	(100.0)	(85.7)	(66.2)	(22.7)	31.8
	30		~	99	人	100.0	43.6	(100.0)	(90.0)	(61.7)	(11.3)	50.8

<sup>)</sup>内は、団体交渉に関する労働協約の規定がある労働組合に対する割合である。

# 第9-4表 労働争議に関する労働協約の規定の有無別割合(単位労働組合)

亚出97年調本 (甾炔,0/)

												平成27年調査	(単位:%)
		区				労働協約を 締結している	労働争調	義に関する		規定のある事項	頁(複数回答)		200.5
			分			計 1)	次の事項の労働協約の 規定あり		争議調整	争議行為の 予告	争議行為の 不参加者	争議行為中の 遵守事項	いずれの 規定もなし
			計			100. 0	54. 5	(100.0)	(67. 5)	(88. 1)	(58. 6)	(57.7)	32. 7
<	企	業	規	模	>								
	5,000		人	以	上	100.0	70.6	(100.0)	(64.9)	(86.3)	(55.6)	(60.1)	13.6
	1,000		$\sim$	4, 999	人	100.0	68. 1	(100.0)	(68.1)	(92.7)	(63.5)	(56.9)	20.4
	500		~	999	人	100.0	49. 2	(100.0)	(64.4)	(86.4)	(64.8)	(52.6)	34.6
	300		~	499	人	100.0	51.0	(100.0)	(70.5)	(92.7)	(59.8)	(64.5)	40.1
	100		~	299	人	100.0	38. 1	(100.0)	(74.7)	(84.0)	(54. 1)	(51.8)	47.9
	30		~	99	人	100.0	27. 2	(100.0)	(63.2)	(79.4)	(46.3)	(61.6)	67.1

注:()内は、労働争議に関する労働協約の規定がある労働組合に対する割合である。

<sup>1)</sup> 団体交渉に関する労働協約の規定の有無「不明」を含む。

<sup>1)</sup> 労働争議に関する労働協約の規定の有無「不明」を含む。

#### 企業組織の再編・事業部門の縮小等に当たっての労働協約の承継に関する状況

### 【本部組合及び単位組織組合】

過去3年間に労働組合員が所属する事業所において「企業組織の再編・事業部門の縮小等が実施された」 労働組合は21.1%(平成25年調査31.5%)となっており、そのうち、労働協約の承継についての労使間で の話合いの状況をみると「話合いが持たれた」46.6%(同35.0%)、「話合いが持たれなかった」34.3%(同 50.7%)、「労働協約はない」13.8%(同13.7%)となっている。

また、「話合いが持たれた」と回答した労働組合についてその内容(複数回答)をみると、労働協約の「労 働条件その他労働者の待遇を定める規範的部分について持たれた」88.8% (同 77.6%)、労働協約の「債務 的部分(規範的部分以外の部分)について持たれた」28.1%(同 50.2%)となっている。(第 10 表)

第 10 表 企業組織の再編・事業部門の縮小等に当たっての労働協約の承継についての話合いの状況別割合 (本部組合及び単位組織組合)

(平成24年7月1日~平成27年6月30日の3年間)

年調査 (単位:%	平成274							1					
			話合い状況	継についての	労働協約の承								
企業組織の再 編・事業部門の			(複数回答)	話合いの内容			職の再編・ 門の縮小等		計				
編・事業前門の 縮小等が実施さ れなかった	労働協約はない			労働条件そ の他労働を のおる がある がある が が たれた	いが れた		<b>色された</b> 2)	が実力	1)			区 分	I
77.8	(13.8)	(34.3)	[28.1]	[88.8]	[100.0]	(46.6)	(100.0)	21. 1	100.0			計	
										>	模	業 規	< 企
47.6	(7.0)	(27.4)	[38.3]	[92.2]	[100.0]	(65. 2)	(100.0)	51.8	100.0	上	以	人	5, 000
66. 2	(2.2)	(31.3)	[36.6]	[91.1]	[100.0]	(61. 2)	(100.0)	33.6	100.0	人	4, 999	~	1,000
70. 2	(27.8)	(24.3)	[28.4]	[81.9]	[100.0]	(41.4)	(100.0)	28. 2	100.0	人	999	~	500
75. 3	(1.9)	(40.7)	[22.5]	[79.5]	[100.0]	(47. 9)	(100.0)	24.0	100.0	人	499	~	300
84. 4	(12.4)	(48.5)	[6.9]	[95.5]	[100.0]	(34. 1)	(100.0)	14.8	100.0	人	299	~	100
89. 2	(62.7)	(16.1)	[38.8]	[85. 2]	[100.0]	(19. 2)	(100.0)	8. 2	100.0	人	99	~	30
										>	女 規 模	. 合員	< 労 働 組
52.0	( -)	(26.1)	[41.3]	[88.9]	[100.0]	(72.4)	(100.0)	46.8	100.0	上	以	人	5, 000
61.9	(2.9)	(21.8)	[42.6]	[97.1]	[100.0]	(72.4)	(100.0)	38.0	100.0	人	4, 999	~	1,000
70. 2	(7.0)	(22.7)	[14.9]	[99.4]	[100.0]	(63. 6)	(100.0)	28.9	100.0	人	999	~	500
68. 2	(4.4)	(25.4)	[60.5]	[48.2]	[100.0]	(60.9)	(100.0)	30. 3	100.0	人	499	~	300
74. 7	(15.7)	(37.6)	[10.3]	[97.7]	[100.0]	(42. 2)	(100.0)	24. 9	100.0	人	299	~	100
86. 4	(26.2)	(46.5)	[17.3]	[92.4]	[100.0]	(21.7)	(100.0)	11.9	100.0	人	99	~	30
										>	種 類	組合の	< 労 働
59. 2	(13. 2)	(25.8)	[36.0]	[92.5]	[100.0]	(56. 5)	(100.0)	39. 3	100.0	合	組	部	本
80.6	(14.0)	(37.1)	[24.8]	[87.3]	[100.0]	(43.4)	(100.0)	18. 4	100.0	合	組	組 織	単 位
67. 7	(13.7)	(50.7)	[50.2]	[77.6]	[100.0]	(35.0)	(100.0)	31. 5	100.0	計	查	年 調	平 成 25

注: ( ) 内は、企業組織の再編・事業部門の縮小等が実施された労働組合に対する割合である。 [ ] 内は、労働協約の承継についての話合いが持たれた労働組合に対する割合である。

<sup>1)</sup> 企業組織の再編・事業部門の縮小等の実施の有無「不明」を含む。

<sup>2)</sup> 労働協約の承継についての話合いの有無「不明」を含む。

### 7 労使間の交渉状況【本部組合及び単位組織組合】

過去3年間に「何らかの労使間の交渉があった」事項をみると、「賃金額」70.1%、「賃金制度」55.6%、 「職場環境に関する事項」52.1%などとなっている。

また、「何らかの労使間交渉があった」事項のうち「使用者側と話合いが持たれた」事項をみると、「所定外・休日労働」98.1%、「賃金制度」97.4%、「所定内労働時間」96.7%などとなっている。

「何らかの労使間交渉があった」結果、「労働協約の改定がなされた又は新たに労働協約の規定が設けられた」とする割合を事項別にみると、「育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度」29.7%、「賃金制度」24.7%、「賃金額」23.0%、「休日・休暇」23.0%などとなっている。(第11表)

第 11 表 労使間の交渉状況別割合(本部組合及び単位組織組合) (平成 24 年 7 月 1 日~平成 27 年 6 月 30 日の 3 年間)

平成27年調査 (単位:%)

			平成27年調査 (単位:%)						
			党	が使間の交渉形	態(複数回答	) I	W [5] [4] (4) (5) (7)		
区 分	何らかの 交渉が ま	あった	使用者側と 話合いが持 たれた	団体交渉が行われた	労使協議機 関での話合 いが行われ た	使用者側か ら一方的に 説明・報 告・通知等 がなされた	労働協約の改 定がなされた 又は 新たに労働協 約の規定が設 けられた		
- 事 項 >									
賃金・退職給付に関する事項	[83. 5]	100.0	96.9	64. 5	35. 3	5.4	26.3		
賃金制度	[55.6]	100.0	97.4	58.0	31.7	3.2	24.7		
賃金額	[70. 1]	100.0	96. 1	65. 4	31.6	1.7	23.0		
退職給付 (一時金・年金)	[34. 5]	100.0	91.4	50.8	33. 2	8.8	22.5		
労働時間・休日・休暇に関する事項	[70.9]	100.0	96.0	47.4	38. 3	4.9	27.3		
所定内労働時間	[36.0]	100.0	96.7	48.0	31. 2	2.4	16.3		
所定外・休日労働	[42.0]	100.0	98.1	45. 3	38. 1	1.7	14.8		
休日·休暇 1)	[43.9]	100.0	95. 1	46. 1	32.0	2.5	23.0		
育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度	[34.7]	100.0	92.9	37.0	36. 3	3.6	29. 7		
雇用・人事に関する事項	[62.6]	100.0	91.0	41.3	45. 9	16.6	19.3		
要員計画・採用計画	[30.5]	100.0	83.6	29.9	40.9	14. 9	4.9		
雇用の維持・解雇	[22.8]	100.0	93.4	30.3	39.0	3.8	4.4		
配置転換・出向	[24.6]	100.0	76.0	18.6	33.8	22.2	7.0		
昇進・昇格・懲戒処分	[35. 3]	100.0	79.7	23. 2	31.8	18.6	6.1		
人事考課制度(慣行的制度を含む)	[30.3]	100.0	82.9	31.2	29. 1	11.7	13.2		
定年制・再雇用・勤務延長	[37.7]	100.0	88.5	38. 1	40.6	11.0	19.3		
職場環境に関する事項	[52.1]	100.0	92.4	34.5	40.4	0.9	5.6		
健康管理に関する事項	[42.9]	100.0	90.6	29.6	41.7	2.4	6.6		
経営に関する事項	[32. 3]	100.0	83.7	27. 2	43. 1	16. 2	4.0		
企業組織の再編・事業部門の縮小等	[18.9]	100.0	75.9	24. 4	37. 9	21.0	6.4		
教育訓練に関する事項	[25. 8]	100.0	91.1	32. 4	47.9	8.2	7. 1		
福利厚生に関する事項	[42.0]	100.0	91.2	37.6	41. 5	3.6	13. 1		
男女の均等取扱いに関する事項	[16.5]	100.0	87.7	33. 2	36. 3	5.4	3.5		
労働協約の解釈・疑義に関する事項	[17.3]	100.0	94.3	27.6	28. 4	1.9	7.8		

注: [ ] 内は、本部組合及び単位組織組合のうち、何らかの労使間の交渉があった労働組合の割合である。

<sup>1)</sup> 育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度を除く。